平成31年4月1日

規程第308号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)が設置する大阪府立大学 及び大阪府立大学工業高等専門学校(以下「大学等」という。)が民間機関等から委託を 受けて行う研究、試験、試作及び調査等(以下「研究等」という。)に関し必要な事項を 定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 民間機関等 商法等に基づく会社、国、地方公共団体、法律により設立された特殊 法人、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、民法(明治29年法律第 89号)第33条第2項に規定する公益法人、技術研究組合その他研究に携わる機関等にあって、法人以外のものをいう。
  - (2) 教職員等 教授、准教授、講師、助教、助手その他研究活動に従事する職員及び学生(大学院生を含む。)をいう。
  - (3) 受託研究 民間機関等から研究に要する経費(以下「受託研究費」という。)又は 試験、試作及び調査等に要する経費(以下「受託事業費」という。)を受け入れて、法 人の教職員等が当該民間機関等から委託を受けて行う研究等をいう。
  - (4) 部局等 各学域、各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構及び大阪府立大学工 業高等専門学校をいう。
  - (5) 知的財産権 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程 第2条第6号に掲げる知的財産権をいう。

(受託研究の基準)

- 第3条 受託研究は、大学等の教育研究上有意義であって、社会への説明責任が果たされる よう公開性が担保され、かつ、本来の教育研究業務に支障を及ぼさないものでなければな らない。
- 2 次に掲げる条件が付されている受託研究は、これを受け入れることができない。
  - (1) 受託研究費又は受託事業費(以下「受託研究費等」という。)によって取得した設備等を返還すること。

- (2) 受託研究の結果生じた知的財産権の権利を委託者に対し無償で使用させ、又は譲渡すること。
- (3) 受託研究の成果の公表を委託者が行うこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、受託研究を国、地方公共団体又は法律により設立された特殊 法人、独立行政法人等から受託する場合の条件は、双方協議のうえ定めることができる。 (受託研究の申請等)
- 第4条 委託者は、研究等を委託しようとするときは、所定の書面により理事長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人からの応募等により委託者が研究等の委託を決定したと きは、申請を不要とすることができる。

(受託研究の承認)

第5条 理事長は、受託研究をすることが適当であると認めたときは、受託研究を担当する 教職員等(以下「研究担当者」という。)を決定した上で、承認する旨を委託者に通知す るものとする。ただし前条第2項に規定する場合を除く。

(契約の締結)

- 第6条 研究等を受託するに当たっては、理事長は委託者との間で、次の各号に掲げる事項 を記載した契約を締結しなければならない。
  - (1) 研究の題目
  - (2) 研究の目的及び内容
  - (3) 研究の実施場所
  - (4) 研究の実施期間
  - (5) 研究担当者
  - (6) 経費の負担に関する事項
  - (7) 研究成果の取扱いに関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、受託研究に関し必要な事項 (経費の負担)
- 第7条 委託者は、前条の規定による契約を締結したときは、指定期間内に受託研究費等を 納付しなければならない。
- 2 既納の受託研究費等は還付しない。ただし、第10条の規定により受託研究を中止したと きは、不用となった額の範囲内において、全部又は一部を還付することができる。
- 3 第10条の規定により受託研究を変更したときは、その事由に応じ委託者に受託研究費等

の追加負担を求めることがある。

(施設及び設備の供与、受入れ)

- 第8条 法人は、その施設・設備を受託研究の用に供するものとする。
- 2 理事長は、受託研究の遂行上必要な範囲内で、委託者の設備を無償で大学等に受け入れて受託研究を行わせることができる。
- 3 前項の規定による受け入れに係る設置及び原状回復に要する費用は委託者が負担するものとする。

(設備の帰属等)

- 第9条 受託研究費等により取得した設備等は、法人に帰属するものとする。
- 2 委託者が国、法律により設立された特殊法人、独立行政法人等の場合で前項の規定により難い場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(受託研究の中止又は変更)

第10条 理事長は、天災その他受託研究の遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、 委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、又は当該受託研究の内容を変更することがで きる。

(受託研究の完了)

- 第11条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による報告があったときは、その旨を委託者に報告するものとする。

(研究成果の公表)

- 第12条 受託研究による研究の成果は、研究担当者の名において、これを公表することができる。
- 2 理事長は前項の規定による公表の時期及び方法について、必要があると認める場合は、 研究担当者の意見を聴いて、委託者と協議の上それらを定めるものとする。

(知的財産権)

第13条 受託研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、契約書並びに大阪府立大学 及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程及び大阪府立大学及び大阪府立 大学工業高等専門学校研究成果有体物規程の定めるところによる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この規程施行の際に、現に契約を締結している受託研究は、この規程第6条により契約 を締結したものとみなし、この規程を適用する。